

2021年3月24日

徳島県教育委員会 教育長
榎 浩一 様

徳島県教職員の会 代表世話人 岡田 美和子
住所 徳島市川内町鶴島115-1 黄金ビル1階 徳島労連事務所内 ☎ 088-665-6644

**変形労働時間制を利用するか否かを定めるのは各市町村教委・各学校・各教員であることを、
周知徹底する文書の速やかな発出を求める要請書**

ゆきとどいた教育実現のためにご尽力いただいておりますことに感謝し、敬意を表します。

さて、徳島県教育委員会は2月25日に、「1年単位の変形労働時間制の実施について（通知）」（教第729号 令和3年2月25日）、「『休日のまとめ取り』のための1年単位の変形労働時間制に関するQ & A【令和3年2月時点】」（以下、「Q & A」とする）などの文書を県内の市町村教育委員会教育長宛に発出しています。

この文書の中には、一昨年の国会審議や昨年の徳島県議会審議の内容を踏まえていない部分が複数箇所あると考えます。そこで、これらを是正する新たな文書の速やかな発出を要請致します。

1. 制度を導入するか否かを定めるのは各市町村教委・各学校であることを周知すること

萩生田文科大臣は国会で、「**各自治体の判断で（1年単位の変形労働時間制を）採用しないということもありうる**」（2019.11.13,衆議院文部科学委員会）と答弁しています。また、「**うちの学校では導入しない**と決めたと、**反対だ**とした場合には、その学校には制度導入をしないということによろしいですか」と問われ、「**今のようなことは当然生じることもあり得る**」（2019.12.3,参議院文教科学委員会）と答弁しています。

国会審議で確認されたのは、県条例の制定は変形労働時間制（*この「要請書」での「変形労働時間制」は「1年単位の変形労働時間制」を意味する）の導入を可能にするものであって、導入するか否かを判断するのは各市町村教委・各学校であるということでした。

ところが**県教委の通知**には、次のように記されています。

（…略…）1年単位の変形労働時間制を令和3年4月1日から実施できることとなりました。

つきましては、次に掲げる本制度の趣旨・内容及び実施方法に御留意の上、貴管内の所属教育職員に周知するとともに、本制度の実施に遺漏がないよう配意してください。

通知の「実施できることとなりました」という表現に強制性はありません。しかし、「**本制度の実施に遺漏がないよう**」という結論部分は強制性を感じさせるものといえます。前と後の文を簡略化してつなぐと、「実施できるようになったので、実施に遺漏がないように（漏れなく実施するように）」との誤解が生じ得る文書でないかと考えます。

現に県教委の文書を受けた地教委のなかには、教職員に何も知らせずに変形労働時間制を導入する規則の改正を進めたところがあります。

つきましては、「**変形労働時間制を導入するか否かを判断するのは、各市町村・各学校である**」ことを明確にする文書の発出を要請致します。

2. 「Q&A」において、「希望しない教員は制度の対象としない」ことを周知すること

昨年12月の県議会・文教厚生委員会の審議において県教委は、仮に変形労働時間制を市町村や勤務校が導入しても、「この制度、**反対する先生は使わないことになりますので全くデメリットがない**」「**望まない教員**がいた場合に、…（略）…**適用されない、適用しない**」（2020.12.10、小倉教職員課長）と答弁しています。そして、徳島県議会本会議で文教厚生委員長は、「本制度は、**望まない教員**に対して無理に**適用させるものではなく**（…略…）」との「答弁がなされた」（2020.12.18、須見文教厚生委員長）と委員会の審議報告を行っています。

こうした県議会審議を受け、県教委教職員課作成のカラー版・説明文書は、＜導入までの流れ・対象教育職員の決定＞（令和3年2月）のなかで、「**制度の活用を希望**」「**しない**」→「**制度活用の対象としない**」と明確に記しています。

ところが「Q & A」では、「（問2）本制度は、すべての教育職員が実施しなければならないのか。」に対し、次のように回答しています。

各教育職員の個々の事情を踏まえ、特別な配慮が必要な教育職員や実施を希望しない教育職員については、制度の対象としないことや対象期間を短くするなど、学校内で実施内容を分けることは可能です。また、希望する教育職員が少人数の場合でも実施できます。

これは、教員個々の希望や事情を踏まえて「制度の対象としないこと」が「可能」であるが、「対象とするか否かの判断をするのは教員個々でなく、校長である」と解することができます。そのため、教員が希望しなくても、校長判断で「制度の対象」にされてしまう可能性があります。

カラー版・説明文書と「Q & A」は、明らかにその内容が異なるといえます。県議会審議を踏まえたカラー版・説明文書の内容で統一がはかられる必要があると考えます。

つきましては、「Q&A」において、「**1年単位の変形労働時間制を希望しない教員は制度の対象**

としない」ということを明確にすることを要請致します。

なお、「本制度は、すべての教育職員が実施しなければならないのか。」との「問」に対し、「希望する教育職員が少人数の場合でも実施できます。」と強調しています。「問」と「答」がかみ合っておらず、また、「実施」へ誘導する意図がみられ、違和感を禁じ得ません。さらに言えば、この制度の成立過程から考えると、本制度を「実施しなければならないのか」という「問」よりは、「どのような教育職員に適用されるのか」という「問」が妥当と考えます。今後、ご検討くださればと思います。

3. 「Q&A」の「制度を活用する場合の手続き等の流れ」に、「制度を利用するか否かについて教育職員の意向を丁寧に聴く」「希望しない教育職員は対象としない」等を書き加え、それを周知すること

「Q&A」において、「(問 16) 本制度を活用する場合の手続き等の流れはどのようなになるのか。」に対し、次のように回答しています。

(答) 流れとしては、次のようになります。

- ①対象となる教育職員を決める。
- ②長期休業期間中に設ける休日を決め、対象期間や特定期間を決める。
- ③②の休日分だけ勤務時間を延長する勤務日及び勤務日ごとの勤務時間を決める。
- ④教育委員会に届出を提出し、対象期間並びに対象期間の勤務日及び勤務日ごとの勤務時間等について、教育職員に明示する。(…略…)
- ⑤対象期間中において、指針で定める措置が、教育職員及び学校について講じられているか確認する。(…略…)

「手続き等の流れ」として、いきなり「①対象となる教育職員を決める。」とあります。

「問 10」等に関連する記述があるとはいえ、国会審議や県議会審議を無視したあまりにも唐突で乱暴なものだと考えます。

国会審議で萩生田文科大臣は、次のように答弁しています。

(…略…) 具体的に今回の制度を活用する対象者を決めるに当たって、校長がそれぞれの教師と対話をし、その事情などをよく汲み取ることが求められています。(2019. 11. 13, 衆議院文部科学委員会)

また、文科省の「Q & A (令和2年7月時点)」は、「問 4 3 本制度の活用について、教育職員等の意見をどのように踏まえていけばよいのか。」に対して、次のように回答しています。

○ 本制度の対象者の決定等に当たっては、校長が各教育職員と対話を行い個々の事情を斟酌し、必要に応じて文書等として記録に残すことが望ましいものであり、具体的な運用方法の決定の過程において教育委員会、校長及び教育職員が丁寧に話し合い、共通認識を持って本制度を活用することが重要です。

さらに、県教委も県議会で次のように答弁しています。

(…略…) 勤務時間を定める校長先生とその該当する教員の先生がしっかりこれが二人とも共通の認識をもって、「大丈夫です、やります」、あるいは、「ここで働いた分は夏休みにまとめ取りすることができます」、こういった確認をしあってですね、はじめてこの制度が活用できますので、例えば**望まない教員**がいた場合に、「無理です」とか、「夏休みも部活の練習が忙しいのでまとめ取りできそうにありません」という人がいるかもしれませんし、**育児・介護**で長時間の勤務が難しい先生もいらっしゃるかもしれません。そういった場合には**そういった方々には適用されない、適用しない**ということになります。(2020.12.10, 小倉教職員課長)

上述したことから、「制度を活用する場合の手続き」の一番目に「対象となる教育職員を決める」というのは、最重要事項を欠落させた乱暴なものだといえます。

つきましては、国会審議や県議会審議を踏まえ、「Q&A」に「**①制度を利用するか否かについて教育職員の意向を丁寧に聴く。**」「**②希望しない教育職員には適用しない。希望する教育職員であって、指針で定められた措置が講じられている場合に限り、適用する。**」等を書き加え、それを周知することを要請致します。

以上、3項目の要請についての速やかな県教委としてのご回答と新たな文書の発出によって周知徹底することを要請致します。